

広告掲載仕様書

1 印刷物

名称	令和 9 年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書送付用封筒	
規格	判型	縦 1 2 0 mm×横 2 3 5 mm
	ページ	—
発行部数	約 8 2, 5 0 0 部	
発行頻度	一括発送	年 1 回
	随時発送	月 1 回程度
発行日	初回（一括送付） 令和 9 年 5 月上旬	
配布期間	一括発送	令和 9 年 5 月上旬 から 令和 9 年 5 月末 まで
	随時発送	令和 9 年 6 月 から 令和 1 0 年 3 月 まで
内容	鳥取市内に固定資産を所有する方に、当該年度の納税通知書や課税明細書を封入して送付するための封筒。年度当初に一括発送するほか、年度途中に税額変更があった方への通知等に使用する。	
配布エリア	主に鳥取市内ですが、県内外への発送もあります。	
配布方法	郵送	
発行元	総務部 税務・債権管理局 固定資産税課	
備考	納税義務者数の増減により発行部数は変動します。	

2 掲載面・位置

掲載面	スペース（縦×横）	枠数	色数
封筒の裏面	7 5 mm×2 1 5 mm（以内）	1 枠	1 色（青）

広告掲載が望ましくない 業種・内容	
入稿締切日	令和 9 年 1 月 8 日

※鳥取市広告掲載要綱（令和 3 年 6 月 1 日施行）及び鳥取市広告掲載基準（平成 2 4 年 8 月 1 日施行）を遵守してください。

※原稿内に、「広告」である旨を明記してください。

※広告掲載料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。データにて入稿してください。

（データ形式：JPEG 形式、PDF 形式など）

※広告掲載料には広告代理店手数料を含みます。広告主が決定しない等の理由により広告を掲載できない場合でも、広告掲載料は減額いたしません。

広告掲載仕様書

1 印刷物

名称	令和 9 年度 軽自動車税 納税通知書送付用封筒	
規格	判型	縦 120mm×横 198mm
	ページ	—
発行部数	51,000 部	
発行頻度	年 1 回一括発送	
発行日	令和 9 年 5 月 1 日	
配布期間	令和 9 年 5 月 1 日から 令和 9 年 12 月 31 日まで	
内容	軽自動車税納税通知書の一括発送約 50,000 通と随時発送に使用する封筒	
配布エリア	主に鳥取市内ですが県内外への発送もあります。	
配布方法	郵送	
発行元	総務部税務・債権管理局市民税課	
備考	納税義務者数等によって、全部を使用しない場合もあります。	

2 掲載面・位置

掲載面	スペース（縦×横）	枠数	色数
封筒の裏面	75mm×180mm	1 枠	1 色（青色）

広告掲載が望ましくない業種・内容	市税及び公共料金滞納業者
入稿締切日	令和 9 年 1 月 31 日

※鳥取市広告掲載要綱（令和 3 年 6 月 1 日施行）及び鳥取市広告掲載基準（平成 2 4 年 8 月 1 日施行）を遵守してください。

※原稿内に、「広告」である旨を明記してください。

※広告掲載料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。データにて入稿してください。

（データ形式：JPEG 形式、PDF 形式など）

※広告掲載料には広告代理店手数料を含みます。広告主が決定しない等の理由により広告を掲載できない場合でも、広告掲載料は減額いたしません。

広告掲載仕様書

1 印刷物

名称	令和 9 年度 個人市県民税 納税通知書送付用封筒	
規格	判型	縦 120mm×横 235mm
	ページ	—
発行部数	43,000 部	
発行頻度	一括発送年 1 回、その他月 1 回程度	
発行日	令和 9 年 6 月 4 日(初回)	
配布期間	令和 9 年 6 月 4 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで	
内容	個人市県民税納税通知書の一括発送約 33,000 通と税額変更等 随時発送に使用する封筒	
配布エリア	主に鳥取市内ですが県内外への発送もあります。	
配布方法	郵送	
発行元	総務部税務・債権管理局市民税課	
備考	納税義務者数等によって、全部を使用しない場合もあります。	

2 掲載面・位置

掲載面	スペース(縦×横)	枠数	色数
封筒の裏面	76mm×150mm	1 枠	1 色(青色)

広告掲載が望ましくない 業種・内容	市税及び公共料金滞納業者
入稿締切日	令和 8 年 12 月 21 日

※鳥取市広告掲載要綱(令和 3 年 6 月 1 日施行)及び鳥取市広告掲載基準(平成 24 年 8 月 1 日施行)を
遵守してください。

※原稿内に、「広告」である旨を明記してください。

※広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。データにて入稿してください。

(データ形式: JPEG 形式、PDF 形式など)

※広告掲載料には広告代理店手数料を含みます。広告主が決定しない等の理由により広告を掲載できない
場合でも、広告掲載料は減額いたしません。

※原稿はモノクロにしてください。